

## Client Alert

2020年6月16日

## マレーシア：国家経済回復計画 (PENJANA)の税務上の焦点

### 概略

マレーシア首相は、2020年6月5日、マレーシアが回復局面に入ったことから、「PENJANA」(*Pelan Jana Semula Ekonomi Negara / National Economic Recovery Plan*)として知られる、**国家経済回復計画**を発表した。この回復局面は、マレーシア政府のCOVID-19パンデミックの影響に対処する6段階アプローチ(つまり、Resolve/解決、Resilience/立ち直り、Restart/再起動、Recovery/回復、Revitalize/活性化、及びReform/改革)の第4番目となる。

PENJANAは、国内経済の再生を目的としており、下記の3つの主要目標に焦点を当てている：(i)国民への活力付与、(ii)ビジネスの推進、更に(iii)景気刺激。これには、約350億リングット相当の40のイニシアティブが含まれ、その内、100億リングットは、政府が直接財政注入する。

関係当局が国家経済回復計画の税制優遇措置について、指針を発行することが期待される。

国家経済回復計画の税制優遇措置の主要点は下記の通り：

### 1. 外国直接投資を誘致するための税制優遇措置

外資系企業のマレーシアへの事業移転を誘致するため、次の税制優遇措置が発表された。これらの優遇措置の申請は、2020年7月1日から2021年12月31日までの間に、マレーシア投資開発庁(「MIDA」)に提出できる。

税制優遇措置	詳細
製造分野への新規投資に対する完全な法人所得税免除(つまり、税率0%)	製造会社に対する法人所得税の完全免除年数は、製造会社の資本投資額によって異なる： (i) 優遇措置の承認から3年以内に3億リングットから5億リングットの資本を投資する企業に対して、 <b>10年間の非課税</b> ； (ii) 優遇措置の承認から3年以内に5億リングットを超える資本を投資する企業に対して、 <b>15年間の非課税</b> 。 企業は、優遇措置の承認日から1年以内にマレーシアに事業移転し、操業を開始する必要がある。 <b>コメント:</b> 1986年の投資推進法に基づき、規定されている政府促進の事業活動及び製品に関与する製造会社は、法定所得に

For further information, please contact:

**Adeline Wong**  
Partner  
+603 2298 7880  
adeline.wong@wongpartners.com

**Irene Khor**  
Associate  
+603 2298 7891  
irene.khor@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせ:

**Yoko Inoue(井上 洋子)**  
+65 6434 2605  
yoko.inoue@bakermckenzie.com



税制優遇措置	詳細
	ついて最長 10 年間、最大 100%の所得税免除を提供する、バイオニア・ステータス税制優遇措置を申請する資格がある。
100%の投資税控除	マレーシアに既に拠点を有する既存企業が、海外の施設をマレーシアに移転する場合、5 年間に渡る 100%の投資税控除を申請できる。  <b>コメント:</b> MIDA がこの優遇措置の詳細(適用条件など)を提供することが期待される。

## 2. 全ての事業に対する財政的支援

COVID-19 パンデミックの経済的影響の緩和と事業回復の支援の為、政府は全ての事業に対し、以下の措置を導入する:

税の種類	優遇措置
売上及びサービス税(「SST」)	2020 年 7 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日までに支払われる SST 延滞に対するペナルティの 50%免除。  <b>コメント:</b> マレーシア税関(「税関」)は、活動制限令期間の SST 延滞に対するペナルティについて、2020 年 6 月 30 日までに支払われた場合には完全免除されると、以前発表していた。しかし、この免除は、外国で登録されたデジタルサービスプロバイダーによるサービス税延滞には適用されていない。その為、税関が外国で登録されたデジタルサービスプロバイダーに対して、新たな50%免除についても適用しないのか、納税者に明確に示すものと思われる。
所得税	<ul style="list-style-type: none"><li>最大 300,000 リンギットの事業所の改修や改装の為に企業が負担する経費に対する特別税額控除を 2021 年 12 月 31 日まで延長。</li><li>情報通信技術(「ICT」)機器を含む機械や機器から発生した適格資本支出の加速減価償却(「ACA」)を 2021 年 12 月 31 日まで延長。</li><li>中小企業(「SME」)のテナントに少なくとも 30%の賃貸割引を提供する家主に対する特別税額控除を 2020 年 9 月 30 日まで延長。</li></ul> <b>コメント:</b> 以前の景気刺激策の下では、改修及び改装費用や ACA の控除は、2020年3月1日から2020年12月31日までの期間に発生した関連費用にのみ適用され、家主の控除は、2



	<p>020年4月から2020年6月にのみ適用された。この ACA は、下記レートに基づき、2年以内に請求できる:</p> <p>(i) 初期控除: 20%; 更に</p> <p>(ii) 年間控除: 40%.</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3. 観光分野への支援

観光分野を支援するため、政府は以下の優遇措置を発表した:

税の種類	優遇措置
観光税	<p>観光税の免除は、2020年7月1日から2021年6月30日まで適用される。</p> <p><b>コメント:</b> 現在、観光税は1泊1室あたり10リンギットのレートで外国人旅行者に課されている。</p>
サービス税	<p>サービス税登録済みのホテル運営者の場合、サービス税の免除は2021年6月30日まで延長される。</p> <p><b>コメント:</b> 以前の景気刺激策の下では、2020年3月1日から2020年8月31日迄の期間、ホテル運営者が提供する宿泊サービス及びその他の関連サービスに対して、同サービス税が免除されていた。</p>
所得税	<ul style="list-style-type: none"><li>国内観光費に対する個人所得税控除は、最大1,000リンギットで、2021年12月31日まで延長される。</li></ul> <p><b>コメント:</b> 以前の景気刺激策の下では、下記の個人所得税の控除が認められていた: i) マレーシア観光芸術文化省に登録済みの施設において発生した宿泊費、及び (ii) 2020年3月1日から2020年8月31日の期間における観光名所への入場料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ツアー代理店、ホテル運営者、航空会社等の観光分野の企業は、更に3か月間(2020年10月1日から12月31日まで)法人所得税の分割払いを延期できる。</li></ul> <p><b>コメント:</b> 以前の景気刺激策の下では、観光部門の企業は、法人所得税の分割払いを6か月間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)延期することが認められていた。</p>

### 4. コモディティ分野の支援

2020年7月1日から2020年12月31日まで、政府は、コモディティ分野を支援するため、原油パーム油、原油パーム核油、精製脱色脱臭パーム核油の輸出に対して輸出税を100%免除する。



**コメント:** 現在、これらの商品の輸出税は、1トンあたりの価格に応じて0%から30%の範囲である。

## 5. COVID-19 関連経費の税控除

従業員の COVID-19 検査、個人用保護備品（「PPE」）や体温測定器の購入の手配等、COVID-19 予防策として発生した企業経費の税控除の期間が延長、範囲も拡大される。

**コメント:** これは、2020 年 2 月 27 日に最初の景気刺激策の下で発表された、同様の措置に続くものである。使い捨て PPE は、1967 年所得税法（「ITA」）の 33(1) 項に基づく税控除の対象であり、使い捨てでない PPE は、資本控除として請求できる。

労働、安全、衛生の目的で発生した COVID-19 及び非 COVID-19 関連の両方の出費について、セクション 33(1)に基づいて納税者が請求できる控除範囲の更なる詳細が提供され、明確になることが期待される。

## 6. 新たな中小企業の設立促進、及び中小企業の競争力強化

新しい事業の設立促進のため、2020 年 7 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに設立される新しい中小企業は、3 年の賦課年度に渡り、年間で最大 20,000 リンギットの所得税リベートを享受できる資格を有する。

合併及び買収（「M&A」）を通じた中小企業の競争力強化のため、2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日までの間に、M&A 目的で締結された法律文書に関する、中小企業への印紙税免除が発表された。

**コメント:** 参考まで、M&A 取引の一部として通常締結される書類には、(i)株式譲渡証書（通常の印紙税は、対価又は株式の市場価値のいずれか高い方の 0.3%）、更に(ii)事業譲渡契約（通常の印紙税は、対価又は事業の市場価値のいずれか高い方の 1～4%）がある。

## 7. 住宅用不動産の印紙税と不動産収益税の免除

マレーシアの不動産市場活性化のため、住宅所有者及び住宅購入者に以下の免除が認められる。

税の種類	優遇措置
印紙税	住宅所有権キャンペーン（「HOC」）が再導入され、30 万リンギットから 250 万リンギットの価格帯の住宅購入に対して、以下の印紙税免除が認められる： (i) 譲渡証書に対する印紙税の免除が住宅購入額の最初の 100 万リンギットに限り認められる；更に (ii) 関連ローン契約に対する印紙税の全額免除 印紙税免除の対象となるためには：



税の種類	優遇措置
	(i) 不動産開発業者は、少なくとも 10%の割引を提供する必要がある; 更に  (ii) 関連売買契約書(「SPA」)は、2020年6月1日から2021年5月31日までの期間に締結する必要がある。  <i>コメント:</i> 以前の HOC では、2019年1月1日から2019年12月31日までの期間に締結された SPA に関して、印紙税免除を認めていた。
不動産収益税 ("RPGT")	2020年6月1日から2021年12月31日までの期間にマレーシア市民が住宅売却によって得た収益については、一人あたり最大 3 件の住宅売却まで、不動産収益税の対象にはならない。  <i>コメント:</i> 現在、マレーシアの市民による不動産売却の場合、通常の不動産収益税率は、不動産の保有期間に応じて 5%から 30%の範囲である。

## 8. 乗用車購入時の売上税免除

自動車分野を刺激、自動車購入者に経済的救済を促すため、政府は乗用車について、2020年6月15日から2020年12月31日までの期間、以下の売上税免除を認める:

- (i) 現地で組み立てられた乗用車に対する完全な売上税免除; 更に
- (ii) 輸入車に対する 50%の売上税免除

*コメント:* 現在、売上税は (i) 現地組立業者による、販売業者向けに現地で組み立てられた自動車の販売価格、または(ii) 輸入車の輸入に対して、10%課税されており、消費者への最終価格に組み込まれている。税関からは、消費者が期待する最終価格の引き下げと潜在的な移行上の問題(例えば、販売業者が現在保有している自動車が既に売上税の対象となっている場合)について、更なる説明があると思われる。

## 9. 柔軟な勤務形態の優遇措置

在宅勤務を新しい基準として継続的に採用するよう促進するため、雇用主及び従業員に次の優遇措置が出された:

受容者	優遇措置
柔軟な勤務形態(「FWAs」)を実施、または既存のFWAsを強化する雇用主	2020年7月1日より、雇用主が負担する経費について、更に税額控除される。  <i>コメント:</i> 現在、3年連続の賦課年度(「YAs」)における Talent Corporation Malaysia Berhad により検証された FWAs の実施または強化のためのコンサルティング費



受容者	優遇措置
	用、及び従業員訓練費用に対して、税控除が認められている。提案された優遇措置が、雇用主が請求可能な既存の税額控除をどう強化されるかについては、更なる説明があると思われる。
従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年6月1日から、携帯電話、ノートブック、タブレットの購入において、個人所得税について最大2,500リンギットまで控除。</li> <li>2020年7月1日から、雇用主から携帯電話、ノートブック、タブレットを受領した従業員について、最大5,000リンギットまで所得税から免除。</li> </ul> <p><b>コメント:</b> これらの提案された優遇措置が、現在利用可能な既存の優遇措置をいかに強化するかについては、更なる説明があると思われる。例えば、現在、個人は個人用の読書資料、パソコン、スマートフォン、タブレットの購入、またはインターネット購読の際に発生する費用を2,500リンギットまで、ライフスタイル控除として請求できる。</p>

## 10. 育児費用の為の個人所得税控除

賦課年度2020年及び2021年において、育児サービス費用に対する親の個人所得税控除額が2,000リンギットから3,000リンギットに増加される。

**コメント:** 現在、個人所得税の控除は、社会福祉省または教育省に登録されている保育所または幼稚園に6歳以下の子供を預ける個人居住者のみが利用できる。

### 結論

本国家経済回復計画によって導入された税制優遇措置の大部分は、COVID-19パンデミックによる経済的悪影響から回復を目指す個人及び中小企業のためのものである。

しかしながら、政府の外国直接投資を誘致する取り組みは歓迎されており、良い結果をもたらすことが期待される。多国籍企業は、この期間、事業移転に伴うリスクや課題に直面する可能性もあるが、マレーシアは依然としてビジネスに適した国である。今後も、MIDA及びその他の当局が引き続き企業支援の環境づくりに注力し、より強力な景気回復が期待される。従って、企業はこれらの動向を引き続き見守ることを勧める。

[www.wongpartners.com](http://www.wongpartners.com)

Wong & Partners  
Level 21  
The Gardens South Tower  
Mid Valley City  
Lingkaran Syed Putra  
59200 Kuala Lumpur

